本様式はＡ３様式となっておりますのでＡ３用紙に印刷のうえご提出をお願いいたします。

記入例　SUN2000-4.95KTL-JPL0

申込日 平成　　年　　月　　日

北海道電力株式会社　御中

系統連系および電力購入申込書
（低圧_送配電買取用）

系統連系および電力購入申込書（送配電買取用）

貴社が維持および運用する電力系統との接続にかかる契約（以下「接続契約」といいます。）ならびに再生可能エネルギー電気の供給および貴社による調達にかかる契約（以下「特定契約」といいます。）に関して，貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）」を承諾のうえ，以下のとおり申し込みます。

申込者氏名 （契約名義）	（フリガナ） 印	主任技術者	印 ※自家用電気工作物となる場合のみ記入
電話番号	－　　－		
申込種別	☐新設　（☐系統連系＋電力購入 ☐電力購入のみ），（☐新規設置 ☐既存設備を利用） ☐設備変更　☐その他〔　　〕		

発電種別	☑太陽光 ☐風力 ☐水力 ☐地熱 ☐バイオマス	配線方法	☐余剰型配線　☐全量型配線
法人事業税	☐ 収入金課税対象（法人）　☐ 対象外（個人）　いずれかにチェックマークをご記入ください。いずれかご不明な場合は，税務署にご確認願います。		
発電設備 設置場所	〒		
発電設備 所有者住所	〒 ※上記発電設備設置場所とご連絡先が異なる場合は，ご記入をお願いいたします。		
業種・用途	☐住宅　☐住宅兼店舗　☐店舗　☐事務所　☐屋根貸し　☐その他（　　）		

電気方式	受電電圧	☐単相2線式　☑単相3線式　☐3相3線式	☑100/200V　☐その他（　　）
連系（受給）開始希望日		平成　　年　　月　　日	

			申込発電設備（再生可能エネルギー）【変更前】	申込発電設備（再生可能エネルギー）【新設・変更後】	その他（併設）発電設備（再生可能エネルギー以外）
太陽光発電	モジュール出力	※小数第3位まで（第4位は切捨）	kW	kW	【発電種類】
太陽光発電	インバータ出力	※小数第3位まで（第4位は切捨）	kW	4.95 kW	kW
太陽光発電以外		※小数第3位まで（第4位は切捨）	kW	kW	
技術要件			逆潮流あり	逆潮流あり	逆潮流なし ※
自立運転			☐あり　☐なし	☑あり　☐なし	☐あり　☐なし
購入契約			☐あり　☐なし	あり	別紙【太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合】の提出有無　☐あり　☐なし

※併設する発電設備からの逆潮流がある場合は本申込書の対象外となります。
※太陽光発電に加えて他の発電設備を併設する場合，別紙「太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合」を提出いただきます。

【申込み手続きに関する委任の意思表示】

申込み手続きに関する以下の項目について，☐ 下記の者に委任いたします　☐ 委任いたしません

委任項目	☐ 本申込手続きに関わる連絡先 ☐ 工事費負担金の請求先 ☐ 各契約書類の受け取り	（委任先1）　住所 会社名・氏名　　電話番号
	☐ 本申込手続きに関わる連絡先 ☐ 工事費負担金の請求先 ☐ 各契約書類の受け取り	（委任先2）　住所 会社名・氏名　　電話番号

【再生可能エネルギー電気卸供給約款の適用有無】

特定の小売電気事業者等に，再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「再エネ卸約款」といいます。）に基づく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行うことを，

選択項目	☐ 希望します	・再エネ卸約款に基づく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行うことを希望される場合は，再エネ卸約款に基づく申込みが別途必要となるため，当該申込みにつきましては，受付専用窓口（業務部託送サービスセンター（℡：0570-080-500））へお申込みください。
	☐ 希望しません	・特段の希望が無い場合はこちらを選択願います。

【本申込みにおける同意事項】

以下のいずれかに該当する場合には，本申込みは撤回するものとし，本申込みに基づく貴社との接続契約が既に成立している場合であっても，当該接続契約が貴社によって解除されることに同意します。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第９条第３項に基づき経済産業大臣から受けた事業計画認定の効力が失われた場合または取消しとなった場合
○貴社が再エネ特措法施行規則第 14 条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
○貴社が契約要綱に基づき算定した発電設備の系統連系に必要な費用を，貴社の定める支払期日までに支払わない場合
○接続契約が成立して相応の期間経過してもなお，事業計画認定（再エネ特措法第 10 条第１項に定める変更認定および同第２項に定める届け出を含む）を取得しない場合
○特段の理由がないにも関わらず連系開始希望日を経過してもなお，電気の供給を開始しない場合
○契約要綱 28（受給契約の解除）のいずれかに該当すると貴社が判断した場合
○再エネ特措法その他関係法令等および契約要綱に反した場合

また，本申込みに関して，以下の点についても，併せて同意します。

○本申込みに基づく貴社の系統連系検討後，貴社が発行する「系統連系に係る契約のご案内」により，接続契約が成立すること
○再エネ特措法第９条に基づく事業計画認定の提出後，貴社が発行する「電力購入に係る契約のご案内」により特定契約が成立すること
○貴社に支払う工事費負担金は，工事完了後に過不足精算を行うこと
○本申込みを撤回した場合，本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
○再エネ特措法施行規則第 14 条第１項第８号イ（1）および（2）に掲げる措置（以下「回避措置」といいます。）を講じたとしてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合，貴社の指示に従い，本発電設備の出力を抑制すること
○上記のとおり出力の抑制を行った場合において，貴社が当該指示を行う前に回避措置を講じたこと，当該回避措置を講じてもなお，貴社の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由および当該指示が合理的であったことを，当該指示をした後遅滞なく示した場合には，当該出力の抑制により生じた損害の補償を，貴社に求めないこと
○太陽光発電および風力発電設備の場合，貴社が指定する技術要件を満たす遠隔出力制御に対応した装置等（以下，「遠隔出力制御システム」という。）が完成し，貴社が遠隔出力制御システムに対応したパワーコンディショナー（以下「ＰＣＳ」といいます。）等を設置するよう求めた場合，その求めに応じ，６月以内に貴社が指定する技術要件を満たす遠隔出力制御システムを設置することとし，遠隔出力制御システムを設置する際に必要な費用の一切（ＰＣＳの取り替えに要する費用を含む）を負担すること